

2021年4月～

# 36協定届が新しくなります

※時間外・休日労働に関する協定届

## 2021年4月から36協定届の様式が新しくなります

### 36協定届における押印・署名の廃止

- 労働基準監督署に届け出る36協定届について、使用者の押印及び署名が不要となります。  
※記名はしていただく必要があります。

### 36協定の協定当事者に関する チェックボックスの新設

- 36協定の適正な締結に向けて、労働者代表(\*)についてのチェックボックスが新設されます。  
※労働者代表：事業場における過半数労働組合又は過半数代表者

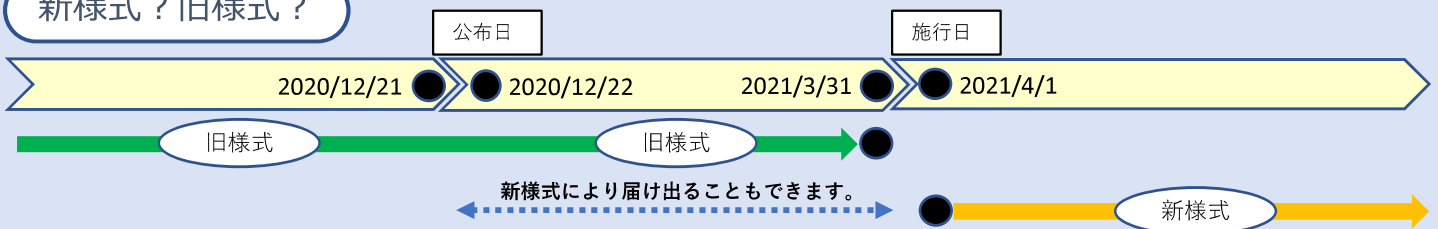
### ! 36協定と36協定届を兼ねる場合の留意事項

- ✓ 労使で合意したうえで労使双方の合意がなされたことが明らかとなるような方法（記名押印又は署名など）により36協定を締結すること

### ! 過半数代表者の選任にあたっての留意事項

- ✓ 管理監督者でないこと
- ✓ 36協定を締結する者を選出することを明らかにした上で、投票、挙手等の方法で選出すること
- ✓ 使用者の意向に基づいて選出された者でないこと

### 新様式？旧様式？



※施行日までの間であっても、押印又は署名がなくとも届け出ることができます。

※施行日以後は、旧様式に直接チェックボックスの記載を追記するか、チェックボックスの記載を転記した紙を添付して届け出することもできます。(裏面を参照)

Q

## 時間外・休日労働が生じる時はどうすればいいの？

- ① 労働者代表と使用者で合意のうえ、36協定（労使協定）を締結
- ② 36協定（労使協定）の内容を36協定届（様式第9号等）に記入
- ③ 36協定届を労働基準監督署に届出
- ④ 常時各作業場の見やすい場所への掲示や、書面の交付等の方法により、労働者に周知

電子申請による届出が可能



36協定届様式のダウンロード

労働基準関係主要様式 検索



そのまま出せる36協定届を作成

スタートアップ労働条件 検索



36協定届の電子申請はこちら

労基法等 電子 検索



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(2020.12)

# 36協定届の記載例

(様式第9号(第16条第1項関係))

◆36協定で締結した内容を協定届(本様式)に転記して届け出てください。

36協定届(本様式)を用いて36協定を締結することもできます。

その場合には、記名押印又は署名など労使双方の合意があることが明らかとなるような方法により締結することが必要です。必要事項の記載があれば、協定届様式以外の形式でも届出できます。

労働時間の延長及び休日の労働は必要最小限にとどめられるべきであり、労使当事者はこのことに十分留意した上で協定するようしてください。

なお、使用者は協定した時間数の範囲内で労働させた場合であっても、労働契約法第5条に基づく安全配慮義務を負います。

◆36協定の届出は電子申請でも行うことができます。

◆(任意)の欄は、記載しなくても構いません。

労働保険番号 法人番号

協定の有効期間

0000年4月1日から1年間

1年(①については360時間まで、②については300時間まで)

起算日(年月日) 0000年4月1日

所定労働時間を超過する時間数(任意) 250時間

法定労働時間を超過する時間数(任意) 370時間

1ヶ月(①については45時間まで、②については42時間まで)

所定労働時間を超過する時間数(任意) 40時間

法定労働時間を超過する時間数(任意) 250時間

1日(1日)(任意) 3時間

所定労働時間を超過する時間数(任意) 3時間

法定労働時間を超過する時間数(任意) 5時間

1日の法定労働時間を超過する時間数(任意) 7.5時間

法定労働時間を超過する時間数(任意) 10人

労働者数(満18歳以上の者) 10人

業務の種類 設計

受注の集中

時間外労働をさせる必要のある具体的事由

時間外労働をさせる必要のある具体的事由

受注の集中

製品不具合への対応

臨時の受注、納期変更

月末の決算事務

棚卸

事由は具体的に定めてください。

業務の種類 設計

労働者数(満18歳以上の者) 10人

業務の種類 機械組立

受注の集中

臨時の受注、納期変更

1年単位の变形労働時間により労働する労働者

休日労働

1ヶ月(①については45時間以内、②は42時間以内です。)

1日の法定労働時間を超過する時間数を定めてください。①は45時間以内、②は42時間以内です。

1ヶ月の法定労働時間を超過する時間数を定めてください。①は45時間以内、②は42時間以内です。

1年の法定労働時間を超過する時間数を定めてください。①は360時間以内、②は320時間以内です。

1年の法定労働時間を超過する時間数を定めてください。①は360時間以内、②は320時間以内です。

1年間の上限時間を計算する際の起算日を記載してください。その1年間においては協定の有効期間にかかわらず、起算日は同一の日である必要があります。

時間外労働と法定休日労働を合計した時間数は、月100時間未満、2～6か月平均80時間以内でなければなりません。これを労使で確認の上、必ずチェックボックスに入ってください。チェックボックスにチェックがない場合には、有効な場合とはなりません。

時間外労働と法定休日労働を合計した時間数は、月100時間未満、2～6か月平均80時間以内でなければなりません。これを労使で確認の上、必ずチェックボックスに入ってください。チェックボックスにチェックがない場合には、有効な場合とはなりません。

表面

様式第9号(第16条第1項関係)

事業場の種類 事業場の名称 事業場の所在地(電話番号)

金属製品製造業 ○○金属工業株式会社 ○○工場

(〒○○○○) ○○市○○町1-2-3 (電話番号:○○○-○○○-○○○)

時間外労働 休日労働

労働者数(満18歳以上の者) 10人

業務の種類 設計

受注の集中

時間外労働をさせる必要のある具体的事由

時間外労働をさせる必要のある具体的事由

受注の集中

製品不具合への対応

臨時の受注、納期変更

月末の決算事務

棚卸

事由は具体的に定めてください。

業務の種類 設計

労働者数(満18歳以上の者) 10人

業務の種類 機械組立

受注の集中

臨時の受注、納期変更

1年単位の变形労働時間により労働する労働者

休日労働

1ヶ月(①については45時間以内、②は42時間以内です。)

1日の法定労働時間を超過する時間数を定めてください。①は45時間以内、②は42時間以内です。

1ヶ月の法定労働時間を超過する時間数を定めてください。①は45時間以内、②は42時間以内です。

1年の法定労働時間を超過する時間数を定めてください。①は360時間以内、②は320時間以内です。

1年の法定労働時間を超過する時間数を定めてください。①は360時間以内、②は320時間以内です。

1年間の上限時間を計算する際の起算日を記載してください。その1年間においては協定の有効期間にかかわらず、起算日は同一の日である必要があります。

時間外労働と法定休日労働を合計した時間数は、月100時間未満、2～6か月平均80時間以内でなければなりません。これを労使で確認の上、必ずチェックボックスに入ってください。チェックボックスにチェックがない場合には、有効な場合とはなりません。

時間外労働と法定休日労働を合計した時間数は、月100時間未満、2～6か月平均80時間以内でなければなりません。これを労使で確認の上、必ずチェックボックスに入ってください。チェックボックスにチェックがない場合には、有効な場合とはなりません。

協定の成立年月日 0000年3月12日

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の氏名 検査課主任 山田花子

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法(投票による選挙)

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者であることを明らかにすること。 (チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を運出しないこと。 (チェックボックスに要チェック)

旧様式で届け出る場合は、点線枠内の記載を余白に追記するか、点線枠内の記載を転記した紙を添付してください。

0000年3月15日

000 労働基準監督署長殿

旧様式で届け出る場合は、点線枠内の記載を余白に追記するか、点線枠内の記載を転記した紙を添付してください。

000 労働基準監督署長殿

協定書を兼ねる場合には、使用者の署名又は記名・押印が必要です。

000 労働基準監督署長殿

管理監督者は労働者代表にはなりません。

協定書を兼ねる場合には、労働者代表の署名又は記名・押印が必要です。

000 労働基準監督署長殿

協定書を兼ねる場合には、労働者の過半数を代表する者であることを明らかにすること。 (チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を運出しないこと。 (チェックボックスに要チェック)

旧様式で届け出る場合は、点線枠内の記載を余白に追記するか、点線枠内の記載を転記した紙を添付してください。

000 労働基準監督署長殿

協定書を兼ねる場合には、使用者の署名又は記名・押印が必要です。

000 労働基準監督署長殿